

○平成十一年郵政省告示第百六十二号（専用通信回線設備等端末の電気的条件及び光学的条件を定める件）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
<p>端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四条の七の規定に基づき、専用通信回線設備等端末の電気的条件及び光学的条件を次のように定める。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 無線設備を使用するデジタル端末は、別表第五号の条件とする。</p> <p>六（略）</p> <p>別表第一号～別表第四号（略）</p> <p>別表第五号 無線設備を使用するデジタル端末</p>		<p>端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四条の七の規定に基づき、専用通信回線設備等端末の電気的条件及び光学的条件を次のように定める。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 無線設備を使用するデジタル端末は、別表第五号の条件とする。</p> <p>六（略）</p> <p>別表第一号～別表第四号（略）</p> <p>別表第五号 無線設備を使用するデジタル端末</p>	
端末設備の種類別	電気的条件等	端末設備の種類別	電気的条件等
無線設備規則第49条の6の3、第49条の6の4に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップ若しくは毎秒3.6864メガチップ又は第49条の6の5に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップの無線設備を使用する端末設備	(略)	無線設備規則第49条の6の3、第49条の6の4に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップ若しくは毎秒3.6864メガチップ又は第49条の6の5に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップの無線設備を使用する端末設備	(略)
無線設備規則第49条の4又は第49条の6の5に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒3.84メガチップの無線設備を使用する端末設備	(略)	無線設備規則第49条の4又は第49条の6の5に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒3.84メガチップの無線設備を使用する端末設備	(略)

<p>無線設備規則第49条の6の6に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒3.84メガチップスの無線設備を使用する端末設備</p>	<p>(略)</p>	<p>無線設備規則第49条の6の6に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒3.84メガチップスの無線設備を使用する端末設備</p>	<p>(略)</p>
<p>無線設備規則第49条の6の9に規定する方式の無線設備を使用する端末設備</p>	<p>1 基本的機能 (1) 発信を行う場合にあっては、発信を要求する信号を送出するものであること。 (2) 応答を行う場合にあっては、応答を確認する信号を送出するものであること。 (3) 通信を終了する場合にあっては、チャネルを切断する信号を送出するものであること。</p> <p>2 発信時の制限機能 発信に際して相手の端末からの応答を自動的に確認する場合にあっては、電気通信回線からの応答が確認できない場合、選択信号送出終了後2分以内にチャネルを切断する信号を送出し、送信を停止するものであること。</p> <p>3 送信タイミング</p>		

無線設備規則第49条の6
の9の伝送設備(以下この項
において「伝送設備」という
。)から受信したフレームに
同期させ、かつ、伝送設備か
ら指定されたサブフレーム
において送信を開始するも
のとし、その送信の開始時点
の偏差は、±130ナノ秒の範
囲にあること。

4 ランダムアクセス制御

(1) 伝送設備から指定され
た条件においてランダム
アクセス制御信号を送出
後、13サブフレーム以内の
伝送設備から指定された
時間内に、送信許可信号を
伝送設備から受信した場
合は、送信許可信号を受信
した時点から、伝送設備か
ら指定された6サブフレ
ーム又は7サブフレーム
後に情報の送信を行うこ
と。

(2) (1)において送信禁止信
号を受信した場合又は送
信許可信号若しくは送信

禁止信号を受信できなかった場合は、再び(1)の動作を実行するものとする。この場合において、再び(1)の動作を実行する回数は、伝送設備から指示される回数を超えず、かつ、200回を超えないこと。

5 タイムアライメント制御

送信タイムズは、伝送設備からの指示に従い調整する機能を有するものであること。

6 位置登録制御

伝送設備からの位置情報が、端末等に記憶されているその情報と一致しない場合のみ、位置情報の登録を要求する信号を送出するものであること。ただし、伝送設備から指示があった場合、又は利用者が端末等を使用した場合にあつては、この限りでない。

7 送信停止指示に従う機能
伝送設備からチャネルの

切断を要求する信号を受信した場合は、その確認をする信号を送出し、送信を停止する機能を有すること。ただし、伝送設備から指示があつた場合は、確認をする信号の送
出は不要とする。

8 受信レベル通知機能

伝送設備から指定された条件に基づき、当該端末の周辺の伝送設備の指定された参照信号の受信レベルについて検出を行い、当該端末周辺の伝送設備の受信レベルが伝送設備から指定された条件を満たす場合にあつては、その結果を伝送設備に通知すること。

9 端末固有情報の変更を防止する機能

(1) 端末固有情報を記憶する装置は、容易に取り外せないこと。ただし、端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、この限りでない。

	<p>(2) 端末固有情報は、容易に書き換えができないこと。</p> <p>(3) 端末固有情報のうち利用者¹⁰が直接使用するもの以外については、容易に知得ができないこと。</p> <p>10 その他 端末設備等規則第22条第2号、第23条及び第26条から第28条までに規定する機能と同等の機能を備えること。</p>	
<p>無線設備規則第49条の28に規定する方式のうち送信バースト長が5ミリ秒の無線設備を使用する端末設備</p>	<p>(略)</p>	<p>無線設備規則第49条の28に規定する方式のうち送信バースト長が5ミリ秒の無線設備を使用する端末設備</p>
<p>無線設備規則第49条の29に規定する方式の無線設備を使用する端末設備</p>	<p>(略)</p>	<p>無線設備規則第49条の29に規定する方式の無線設備を使用する端末設備</p>

別表第六号 (略)

別表第六号 (略)